

## 国民年金についてのお知らせ

### 令和8年度における国民年金保険料の前納額について

一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料額から割引額が控除される「前納制度」があります。

### 令和8年度の保険料について

**月額 17,920円**

- 1 6ヶ月前納の場合の保険料額** (令和8年4月～9月または令和8年10月～3月分の保険料)が対象
  - 口座振替の場合** 106,300円 (毎月納める場合より1,220円の割引)
  - 現金納付の場合** 106,650円 (毎月納める場合より 870円の割引)
- 2 1年前納の場合の保険料額** (令和8年4月～令和9年3月分の保険料)が対象
  - 口座振替の場合** 210,530円 (毎月納める場合より4,510円の割引)
  - 現金納付の場合** 211,220円 (毎月納める場合より3,820円の割引)
- 3 2年前納の場合の保険料額** (令和8年4月～令和10年3月分の保険料)が対象
  - 口座振替の場合** 417,150円 (毎月納める場合より17,370円の割引)
  - 現金納付の場合** 418,510円 (毎月納める場合より16,010円の割引)

※手続等の詳細につきましては、日本年金機構ホームページか日本年金機構鳥取年金事務所にお尋ねください。

### 令和8年度年金相談会について



日本年金機構では、全国の年金事務所等で年金の予約相談を実施しています。予約の方法は電話のほか、インターネットでもできます。また、鳥取年金事務所では、毎月第3火曜日、智頭町総合センターで出張による年金相談会を実施しています。

年金請求の手続きや加入の状況、受給している年金の相談等を希望される人は、ぜひ利用ください。

※予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や基礎年金番号通知書、年金証書を準備してください。

※総合センターでの出張相談会を利用される場合も予約が必要です。その際は事前に鳥取年金事務所へ問い合わせください。(総合センターでの出張相談はインターネット予約ができません)

※代理人が相談に来られる場合は、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

問合せ先

日本年金機構鳥取年金事務所  
役場税務住民課

☎0857-27-8311

☎75-4118